

第七号様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の
控除に関する明細書
(その1)

事業年度

• •

• •

法人名

有 · 無

控除する金額の計算

所得税等の額	①	円	国税の控除額	③+④+⑤	⑥	円
控除対象所得税額等相当額	②		控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額	②-⑥	⑦	
法人税の控除額	③		道府県民税の法人税割額	⑬	⑧	
地方法人税の控除額	④		控除する金額(⑦若しくは⑧のうち少ない額又は⑭)		⑨	
防衛特別法人税の控除額	⑤					

各道府県ごとに控除する金額の明細

[illegible]

第七号様式(用紙日本産業規格A4)(第三条・第十条の二関係)

外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書 (その2)				事業年度		・ ・ ・ ・		法人名			
政令第9条の7第4項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無		政令第48条の13第5項ただし書の規定の適用の有無				有 ・ 無	
控除する金額の計算											
所得税等の額 ①				円		国税の控除額 ③+④+⑤ ⑥				円	
控除対象所得税額等相当額 ②						控除対象所得税額等相当額のうち⑥の額を超える額は上段に、⑥と⑧の合計額を超える額は下段に ⑦				(イ) (ロ)	
法人税の控除額 ③						道府県民税の法人税割額 ㉔ ⑧					
地方法人税の控除額 ④						市町村民税の法人税割額 ㉕ ⑨					
防衛特別法人税の控除額 ⑤						控除する金額(⑦(イ)若しくは⑧のうち少ない額又は㉔は上段に、⑦(ロ)若しくは⑨のうち少ない額又は㉕は下段に) ⑩					
各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細											
事務所又は事業所			従業者数又は補正後の従業者数	各都道府県ごとに控除すべき金額 ⑪	各都道府県ごとに算定した法人税割額 ⑫	各都道府県ごとに控除する金額(⑪又は⑫のうち少ない額) ⑬	従業者数又は補正後の従業者数	各市町村ごとに控除すべき金額 ⑭	各市町村ごとに算定した法人税割額 ⑮	各市町村ごとに控除する金額(⑭又は⑮のうち少ない額) ⑯	
特別区以外	名称	所在地	人	円	円	円	人	円	円	円	
	小計		⑰				⑱				
特別区				⑲ (⑦(イ)－⑰)				⑳ (⑦(ロ)－⑱)			
合計				㉑	㉒	㉓		㉔	㉕	㉖	

第7号様式記載要領

- 1 この明細書は、内国法人が法第53条第36項及び第321条の8第36項の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する内国法人が東京都に提出する第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合は(その2)により、それ以外の場合は(その1)によること。なお、(その2)は(その1)に代えて使用して差し支えないものであること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 (その1)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。
 - (5) 「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(イ)に掲げる金額と(ロ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
 - (イ) 法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額
 - (ロ) 地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書(別表1)の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額
 - (6) 「各道府県ごとに算定した法人税割額⑩」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。
- 4 (その2)の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 「所得税等の額①」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(5)の欄の金額を記載すること。
 - (2) 「控除対象所得税額等相当額②」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6)付表)の(31)の欄の金額を記載すること。
 - (3) 「法人税の控除額③」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(3)の欄の金額を記載すること。
 - (4) 「地方法人税の控除額④」の欄は、法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額と地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載すること。
 - (5) 「防衛特別法人税の控除額⑤」の欄は、(イ)に掲げる金額と(ロ)に掲げる金額のうち少ない金額から「地方法人税の控除額④」の欄の金額を控除した金額を記載すること。
 - (イ) 法人税の明細書(別表17(3の6))の(4)の欄の金額
 - (ロ) 地方法人税の申告書(別表1)の(7)の欄の金額及び防衛特別法人税の申告書(別表1)の(9)の欄の金額の合計額から法人税の明細書(別表6(5の2))の(8)の欄の金額を控除した金額
 - (6) 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑫」の欄は、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の

欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

- (7) 「各市町村ごとに算定した法人税割額⑮」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

5 内国法人が法第53条第37項及び第321条の8第37項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載すること。